

所定疾患施設療養費 II

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表

対象となる入所者の状態	当施設での主な治療内容
・肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生素の内服、抗生素の点滴注射、水分補給(経口・点滴)喀痰吸引などの診断結果をもとに適宜必要な治療を行う。
・尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生素の内服、抗生素の点滴注射、水分補給(経口・点滴)などの診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
・帯状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布などの診断結果をもとに適宜必要な治療を行う。
・蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法などの診断結果をもとに適宜必要な治療を行う。

- ・上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行われた場合に算定。
 - ・1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
 - ・診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。
 - ・請求に際して算定開始後は、治療の実施状況について公表する。
 - ・医師が感染対策に関する研修を受講している。(所定疾患施設療養費Ⅱ)

2024年度 入所 所定疾患施設療養費Ⅱ 加算取得状況